

平成 30 年 9 月北海道胆振東部地震における厚真町の災害廃棄物対応

北海道厚真町 町民福祉課 災害廃棄物グループ

1. 平成 30 年 9 月北海道胆振東部地震及び被害の概要

気象庁の発表（9 月 12 日）によると、「平成 30 年北海道胆振東部地震」が平成 30 年 9 月 6 日 3 時 7 分に発生。また、気象庁が厚真町鹿沼（200 番地の 2 にある旧鹿沼小学校（北緯 42.374 度、東経 141.552 度））に設置した震度観測計において最大震度 7 が観測された。

この震災による厚真町の被害状況は、全戸(2,181 世帯)停電し（9 月 8 日復旧）、死者 36 人、負傷者 61 人、死傷負傷者合わせて 97 人、住宅被害 1,611 戸（うち全壊 220 戸・半壊 315 戸、道路被害 114 件、橋梁被害 2 件、河川被害 45 件、土砂災害 40 件、農林被害 283 件、全町断水(10 月 9 日復旧)となった。

住宅被害は主に大規模な土砂災害が発生した北部（9 地区：吉野・桜丘・朝日・東和・美里・富里・高丘・幌内・幌里）に集中している。中でも吉野地区は最も被害が大きく、犠牲者 19 人がでた。約 1km にわたり大規模な土砂崩れが発生し、山の下に建っていた住家 15 棟が土砂に押しつぶされ、道道 235 号も土砂により閉塞し通行止めになった。

2. 災害廃棄物対応の概要

(1) 仮置き場及び一次・二次集積所の設置

厚真町では、発災 2 日後の 9 月 8 日に災害廃棄物（片付けゴミ）の仮置き場を設置した。一次集積所として、高齢者等に配慮し、地域の公民館（生活館・マナビィハウス）21 か所（町が設置していない幌里生活館も併せて 22 か所）に、二次集積所として 2 か所に設置した。

町内に 2 つの市街地があるが、厚真市街地に新町町民広場パークゴルフ場約 2ha、上厚真市街地に上厚真サテライトオフィス駐車場の中に設置した。なお、搬入時間は 9 時～18 時であった。

二次集積所の場所の選定理由については、町民の知名度が高い町有地（公共の公園）で、分別作業ができる広さが確保でき、かつ民家から一定の距離がある場所という理由で選定した。不法投棄防止対策として、町職員や仮置き場管理委託業者の職員を配置し、身分証明証等で町民であることの確認、不法投棄防止フェンスの設置、職員による巡回、警察による夜間巡回を依頼するなど不法投棄の防止を行った。

一次集積所と二次集積所の管理業務については 9 月 11 日から町内の建築業者へ委託して 12 月 21 日に完了している。

(2) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理については、9 月 14 日から北海道と災害時の協力協定を締結している社団法人北海道産業廃棄物協会へ委託し、12 月 21 日に完了している。北海道産業廃棄物協会では、産廃協災害対策前線本部（日胆支部）を設置し、9 月 15 日から厚真町での作業を開始した。災害廃棄物の分別処理に全道各地から清掃車や業者が集まった。

一次集積所については、地域の公民館等であるため敷地も狭く、平日は毎日町職員及び道職員が監視に巡回していた。9月11日に二次集積所である新町PG場に運び込み閉鎖した。一次集積所閉鎖後は、二次集積所のみで受入れを行い、9月30日で閉鎖した。

二次集積所に想定を超える大量の災害廃棄物が持ち込まれたため、震災後、大型の台風も来たこともあり、近隣の住宅にゴミが飛散しないよう、急遽、災害廃棄物をブルーシートで覆って飛散しないよう処置した。二次集積所として使用した、町営公園である新町町民広場パークゴルフ場約1.5haを公園として復旧させるためのガラス片や陶器片が混入した土をはぎ取る工事を今年度予定している。

土砂内瓦礫除去委託事業（国交省連携事業）は、国交省堆積土砂排除事業と環境省災害等廃棄物処理事業の連携事業である。事業費については、土砂災害により流出した宅地内の土砂・流木は国交省、ガレキは環境省（家屋解体）で計上している。

被災家屋等解体撤去については、平成30年10月11日から令和元年10月31日まで被災家屋の解体撤去申請を受け付けており、令和元年度中に公費解体を終了させる見込みである。解体ゴミを種別ごとに仮置場（豊沢地区町有地）で分別し品目ごとに民間の処分場で処分する。解体にあたり、現場調査業務として解体家屋の事前立会い、対象物の測量及び図面作成、解体費の仮算定及び管理業務として、申請書類の審査、解体業者との連絡調整、解体スケジュール管理が必須となる。これらの業務には専門的な技術が必要とされるが、本町では建築関係の技術職が2名しかおらず、本業務における職員体制が確保できないのでコンサルタントへ業務委託をした。

被災家屋の解体撤去に伴う瓦礫を搬入し、仮置きする仮置き場を市街地から3kmほど離れた、豊沢地区（豊沢481番地の22の町有地25,766㎡）に設置した。

社会福祉法人北海道厚真福祉会が設置している福祉施設については、高台にある施設で斜面崩壊を起こす危険性があり、その場合、人家や道道千歳鶴川線に影響を及ぼし、環境保全上支障が出るということになる。このため斜面崩壊地にかかる荷重を軽くする対策をとるため、重量物である施設を解体する必要がある。

災害廃棄物（片付けゴミ）の処分状況について、本町の一般廃棄物処理については、平常時は「安平・厚真行政事務組合」に事務委任しているが、同組合の処分場も被災し稼働していない状態であったため、災害廃棄物の受入・処理について苫小牧市へ協力要請し、承諾いただき、災害廃棄物処理委託契約を苫小牧市と締結している。これに基づき苫小牧市へは可燃ゴミ356.26t・不燃ゴミ2.41t・埋立ゴミ39.25tの搬入処分を行った。その他民間の処理場へ搬入し、片付けゴミの処理量は1,496.8tとなった。

蛍光灯等の処分については、本町の設置した災害廃棄物の集積所に搬出された使用不能となった蛍光灯360kgと乾電池類480kgが持ち込まれました。割れた蛍光灯や・キズや凹みのある乾電池から有害物質である水銀灯が飛散し、仮置き場での事故や環境汚染に繋がるおそれがあることから早急に処理する必要がある。

リサイクル家電4品目等の運搬委託の実績については、10～12月で搬出された洗濯機444台・冷蔵庫766台・エアコン16台・薄型テレビ576台・B管テレビ1,030台の計2,832台となっている。

本町が設置した避難所 6 カ所に発災当初断水(10/9 復旧)していたこともあり、仮設トイレ(計 32 基)を設置した。厚真町の「し尿処理に関する事務」については、胆振東部日高西部衛生組合(一部事務組合)に事務委任しており、避難所 6 カ所のし尿汲み取り期間が 10 月 24 日から 12 月 6 日までで 40,800ℓを処理した。

3. おわりに

大規模な災害が発生すると、本町単独では到底対応することのできない量の災害廃棄物が発生し、この処理においては民間事業者や周辺自治体の協力が不可欠になる。今後も、平時から災害時における生活ごみ、し尿及び災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するため、災害廃棄物処理計画の早期策定が重要であると認識した。